

2020年7月28日

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会
報告書骨子（案）に対する意見

（一財） 日本消費者協会 松岡 萬里野

＜検討を行う際の視点＞

・悪質事業者にターゲットを絞った実効的な規制・制度を新たに措置する抜本的な制度改革を実行すべきとの点に大いに賛成します。

＜消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化＞

1 販売預託取引の原則禁止等

販売を伴う預託取引は、本質的に詐欺的・欺まんな性質有しているため、預託法において明確に原則禁止とすべきです。違反に対しては、十分な抑止力を持った法定刑を設けるべきです。この点に賛成いたします。

また、その取引によって締結された契約について民事上無効とすることも必要で大いに賛同いたします。

現在の預託法については、指定商品制の撤廃に大いに賛成します。悪質な業者は指定されていない商品、役務を詐欺的商法に利用するため、指定商品制ではザル法になってしまいます。

その上で預託法全体の見直しをすべきです。他の法律ですでに取り入れられている下記のような消費者保護のための規制を取り入れるべきです。

① 広告規制を導入することに賛成します。

新聞・雑誌・放送を含め特に、ネット上の広告・ホームページ上での宣伝について、消費者に誤認（特に有利誤認）を与えるような広告・表示を禁止すべき。

② 勧誘規制を強化することに賛成します。

- ・特に不招請勧誘、連鎖販売的な勧誘などを規制すべき。
- ・また、勧誘に当たっては適合性の原則を導入すること。
- ・不当な勧誘行為に対して取消権を導入すべき。

③ クーリングオフ期間を延長することを加えてください。

現行預託法のクーリングオフ期間14日間を特商法の連鎖販売取引や業務提供販売取引と同様20日とすべき。

④ 預託法においても広告規制、勧誘規制の強化にあたって適格消費者団体による差止請求の規定を設けることに大いに賛成します。

ただし、立証責任を相手方に転換する趣旨の規定が必要です。そうでなければ、差止め請求権の行使が著しく限定されてしまいます。

⑤ 販売預託商法を原則禁止としたうえで、禁止にならない預託商法を運営する事業者についても債務超過に陥る等の不測の事態に備える必要があります。「供託命令制度」や「行政による破産手続き開始申立権」を認めるなど、行政機関が預託商法で不測の事態に陥った事業者の資産を確保でき、民事救済にあてることのできる制度を検討すべきです。

2 消費者被害の拡大防止等を図るための措置

① 特定商取引法において、合理的根拠を示す資料の提出の対象となる行為を拡大することに賛成します。

特に過量販売行為についてその対象にを加えるべきです。

② 特定商取引法における不実告知等の禁止行為について、消費者被害の未然防止と違法収益の没収も可能となるレベルの罰則の引き上げに大いに賛成します。

③ 消費者庁が実施した行政処分を被害の回復の際に円滑に活用できるようにするための取り組みで、特定適格消費者団体の行う共通義務確認訴訟の遂行に資するための措置を検討することについて、賛成します。

行政処分の事案については、共通の原因で多数に生じる被害として、消費者裁判手続特例法で対応できるものが多いと考えられ、被害回復の可能性を広げることになります。

一方、悪質な事案に対応するために、消費者裁判手続特例法の改正で対処すべき課題として、「被告適格の見直し」や、「特定適格消費者団体に破産申立権を付与すべきこと」を、すでに特定適格消費者団体が2019年（令和元年）7月2日付連名で要請しているところであり、その点も併行して検討されたい。（注）

<経済のデジタル化・国際化に対応したルール・環境整備等>

1 「詐欺的な定期購入商法」への対応

① 特定商取引法における顧客の意に反して通信販売に係る契約の申込みをさせようとする行為等の規制の強化をぜひ行ってください。

- ・ そのためには、直罰を含めた制度的な措置をぜひ検討すべき。
- ・ 解約・解除を不当に妨害する行為を禁止すべき。
- ・ 民事ルールによる解除権の創設も必要。

② 特定商取引法に基づく「インターネット通販における『意に反して契約の申込みを

させようとする行為』に係るガイドライン」を早急に見直すべきです。

③ 法執行の強化をはかるべきです。

④ 通信販売における適格消費者団体の差止請求の対象範囲の拡大

現在、虚偽誇大広告に対して差止請求権が認められているが、行政の不実証広告規制に類するような立証責任の転換に係る規定がないため、品質に係る虚偽誇大広告については差止請求が著しく困難である。立証責任の転換について検討を要請します。

また、「詐欺的な定期購入商法」においては、顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止（法第14条）についても違反事例が多発しているところであり、「顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為」についても、適格消費者団体の差止請求の対象に加えるべきです。

2 デジタル・プラットフォームを経由した取引等への対応

① オンラインショッピングモール等における特定商取引の表示義務の履行の確保及び法執行時の販売業者等に対する追跡可能性の確保のために必要な規定を早急に検討することに賛成します。

② プラットフォーム事業者は、出店者を管理すべきです。

消費者はプラットフォーム事業者を信頼して出店者を利用しています。クレジットカード会社の加盟店管理と同様に責任を持つべきで、少なくとも出店者の所在、責任者、連絡先を把握すべきです。また、広告表示の内容の適正性にも責任をもつべきです。新聞、雑誌、放送等の媒体では行われていることです。

消費者庁はリーダーシップをとって他の媒体の広告表示に対する自主規制の在り方をデジタルプラットフォームの事業者にも導入すべきです。

3 国際化への対応

① 越境消費者取引の安全と適正化を図るため、消費者庁は国際的な協力体制を率先して構築する努力が必要です。

<「新たな日常」における課題への機動的な対応>

① 新型コロナウイルス感染状況の下、ネット通販の利用が拡大しています。ネット通販のトラブルも増加しています。早急にネット通販の環境整備を図るべきです。

② ネガティブ・オプションについては、送り付けられた期日を問わず販売者の権利は失われることとすべきです。

<今後の検討課題>

今後の検討課題とされたテーマも日々消費者問題が起こっているため、早急に検討を進めるべきです。

特に

① 特定商取引法の特定継続的役務提供の検討が急がれます

報告書骨子では、対象の追加となっているが、指定制の廃止を求めます。悪質な事業者は意図的に指定制の網を避けて事業を行います。(第2回検討会松岡意見書)

③ アフィリエイト広告の内容については、販売事業者の責任とすべきです。

③ 通信販売における適格消費者団体の差止請求については、早急に検討をようします。3ページ「詐欺的定期購入」の項に記載のとおりです。

(注) 2019年(令和元年)7月2日付「消費者裁判手続特例法3年後見直しに向けた意見書」より

4 相手方事業者の資力の問題で、損害金等の回収が見込めない場合の対応について

(1) 本制度に基づく訴えは、多くの消費者の被害を回復するためのものであり、一人の消費者の被害を回復するだけでは足りないため、相手方事業者が相応の資力を有していることが必要である。相手方事業者の資力が十分ではないため債権額の回収が困難となった場合には、手続参加の費用を支払って団体に授権した消費者にとっては費用倒れとなってしまう。そのような事態を回避するため、提訴の判断にあたっては、相手方事業者の資力の見通しが重要な考慮要素となっている。

(2) 相手方事業者には資力がなくとも、役員が(故意に資産を移転するなどして)資産を有している場合がある。このような場合に回収可能性が低いことから提訴を躊躇せざるを得ないのは本末転倒であるから、悪質な事案については、役員も被告とできるように被告適格を見直すべきである。

(3) 被害回復訴訟手続の途中で、相手方事業者が債務超過となった場合に、現行制度では団体に破産申立権がない。しかしながら、簡易確定手続は破産手続における債権届出手続に類似する手続きであり、債務超過が明らかになった場合には、団体に破産申立権を付与し破産手続を開始することが、最も効率的である。

また、破産申立の際に必要な予納金については、現行の仮差押担保金援助制度と同様の制度を創設し、国民生活センターから貸付を受けられるようにすべきである。

以上